

議事録

R7.2.28 記 溯

令和6年度神奈川県剣道連盟支部事務局長会議（支部代表理事合同）

日時：令和7年2月13日（木） 18時30分～20時40分

場所：かながわ県民センター 2階ホール

出席 事務局長 35名 理事 72名 監事 2名（以下敬称略）
規約27条より定足数を満たし成立した

資料 レジюме

- 資料1 事務・行事等の推進について（事務局長会議資料）
- 資料2 剣道（級・段・称号）審査関係について
- 資料3 令和7年度中央講習会伝達講習会（地区講習会）について
- 資料4 第39回神奈川県道場少年剣道大会
- 資料5-1 事務局長会規則（案）
- 資料5-2 事務局規則（案）
- 資料5-3 資産および会計（案）
- 資料5-4 報酬に関する規程（案）
- 資料5-5 懲戒に関する規則（案）
- 資料5-6 段位審査規則（案）
- 資料5-7 級位審査規則（案）
- 資料5-8 審査員選考委員会規則
- 資料5-9 総務委員会規則（案）
- 資料5-10 倫理委員会規則
- 資料5-11 大会委員会規則
- 資料5-12 普及・指導委員会規則（案）
- 資料5-13 強化委員会規則
- 資料5-14 医療安全委員会規則（案）
- 資料5-15 将来構想剣道人口検討部会規則
- 資料5-16 将来構想事務庁舎検討部会規則（案）
- 資料5-17 将来構想学校教育検討部会規則
- 資料5-18 総務委員会女性部会規則
- 資料5追加 質疑応答
- 資料6 組織図（案）について
- 資料7 役員名簿（案）について

- 資料 8 令和 7・8 年度指定審査員・指定審判員（案）について
資料 9 令和 7 年度理事会・女子合同稽古会・一般合同稽古会（案）
について
別 紙 令和 7 年度神奈川県剣道連盟行事予定表（案）
別 紙 武安義光追想集『武徳薫千載』の紹介
別 紙 全剣連『剣道世界大会応援クラブ』の案内

議長 幸野 實（議事進行：小山 則夫）
議事録署名人 米区支部 福間 義也 茅ヶ崎市支部 内山 恒夫

資料確認 18：25

1. 一開会—18：30

2. 会長挨拶（幸野）

「皆さんこんばんは。夕方になり急に寒くなってまいりましたが、大変お忙しい中お運びいただきありがとうございます。今日は、各支部の非常に苦勞なさっている事務局長と代表理事の皆様、大勢の皆様にお集まりいただきました。ご覧のように、報告事項のほか協議事項など資料がたくさんあります。限られた時間ではございますがどうぞよろしくお願いたします。日ごろから会員との連絡、事務的なこと大会や審査会の申し込み等いろいろとご苦勞をかけています。本当にありがとうございます。この時期に毎年こうして事務局長会議をお願いしているわけですが、年度の変わり目にいろいろなことがありますどうぞよろしくお願いたします。」

3. 議題

【報告・確認事項】

(1) 事務・行事等の推進について 資料 1 参照 (石神)

- 1 理事会等の報告について
- 2 審査関係について
 - ・令和 7 年度の学科審査問題をホームページ掲載済。
- 3 令和 7 年度支部行事予定について
- 4 会員登録申込、一級登録申請、年度会費・一級登録料の事務について
- 5 大会・講習会について

資料 1 記載通り。

(2) 剣道（級・段・称号）審査関係について 資料 2 参照

資料 2 記載通り

学科試験について回答に何行という指定はないが、1 行・2 行といったことがない

ように各支部で指導をお願いする。

剣道形について稽古不足が見受けられる。普段からの支部での指導をお願いしたい。

- (3) 神奈川県称号審査会について

レジュメ記載通り

- (4) 剣道四・五段審査会について

レジュメ記載通り

- (5) 剣道形講習会について

レジュメ記載通り

- (6) 剣道六・七段受審者講習会について

レジュメ記載通り

- (7) 第23回神奈川県剣道祭について

レジュメ記載通り

今年から組み合わせを年齢が高い順から開始としたため、順番に注意のこと。

- (8) 剣道三段以下剣道形講習会の開催について

レジュメ記載通り

- (9) 第41回剣道八段受審者研修会について

レジュメ記載通り

- (10) 第64回東京剣道祭について

レジュメ記載通り

- (11) 令和7年度中央講習会伝達講習会（地区講習会）について 資料3参照

本部役員・講師・医師・本部係員については調整中。

多数挙手により(案)を外す。

- (12) 第39回神奈川県道場少年剣道大会 資料4参照

資料記載通り

質疑

(厚木/中村)

・級審査の証書について来期会長が変更となり使用できなくなるが、また交換していただけるのだろうか。

→(事務局)交換可能

・ポイントカードの払い出しについて、合同稽古会や講習会でも払い出し申請可能か。

→(事務局)可能である。

【審査会結果】

- ① 杖道審査会合格者

〈杖道七段〉 → 〈杖道六段〉 訂正

【大会結果】

① 第34回全国高校剣道選抜大会県代表選考会

レジュメ記載通り

【協議事項】 ()は会議や組織に関する規則。○は委員会規則。

1)法人移行後の委員会規則(案)追加について(野見山)

(9)事務局長会規則(案) 資料5-1参照

- ・現在行っているものと変わらない。

(10)事務局規則(案) 資料5-2参照

- ・タスクフォースとは、特定の業務を目的とした臨時的に集める人のことをさす。あまり細かいことを決めると行動に制限がでるため、細かいことは決めていない。
- ・契約については、履歴書を提出、どのような目的で応募する旨の提出にてそのうえで勤務時間等含めた契約を結ぶ予定である。
- ・細かいことについては細則にて記し、全剣連規則を参照し神奈川県剣道連盟に合わせて作成しているところである。

(11)資産および会計(案) 資料5-3参照

- ・現在のものと変わらないが、貸借対照表、損益計算書等の新しい事務書類が出てくる。6月の総会にて要確認のこと。
- ・文章の保存期間を7年から10年に変更。(法律改正のため)

(12)報酬に関する規程 資料5-4参照

- ・支部係員は交通費込み。
- ・源泉徴収は丙欄を適用し特別訓練員も含まれる。
- ・剣道形報酬について県下大会の5,000円はクリーニング代などを考えると少ないという意見があるため、再検討。
- ・この金額については色々議論があったが、最終的に計算すると、総額としては、交通費が実費となるため上下する方がいるが今支払っている額とあまり変わらないと思う。
- ・会議について5,000円のは徴収対象となり、幹部会議において幹部会議以外の人を必要に応じて陪席させることができるという規則にしているため、拡大幹部会議ではなくてよいと考え、最終的に拡大幹部会議は外そうと考えている。

(13)懲戒に関する規則(案) 資料5-5参照

- ・会員資格の停止は試合の参加や審査の受審などできなくなる。
- ・(1)～(3)の処分は全剣連から下すものとなり、(4)～(8)までの処分は神奈川県内の処分となる。

(15)段位審査規則(案) 資料5-6参照

- ・以前のもので変わらないが、審査員5名以内を以て→審査員5名を以て訂正。

(16)級位審査規則(案) 資料5-7参照

- ・第3条 ～これに準ずるものは、2級以下・無級のものをさす。
- ③ 審査員選考委員会規則 資料5-8 参照
 - ・副審判長を置けるようにした。
 - 大きな大会の場合、高齢の範士の先生に審判長をお願いすることとなり長時間座っていることが難しいこともあるため。
- ④ 総務委員会規則（案）資料5-9 参照
 - ・総務委員会とは、他の委員会に入らない案件をすべて引き受けるところであり、同時に、法人にとって重要な案件を将来構想を含む内容を検討する委員会になる。会長委託もしくは幹部会で取り扱うべきと考えられたようなものがまずこの委員会に入ってくる。
 - ・法人全体の決算・予算の作成・会計に関して、基本的には事務局が主体となって作成するが、総務委員会がその責任を持つようになる。
- ⑤ 倫理委員会規則 資料5-10 参照
 - ・役員・委員・職員の不正を外からの申し立てを受け入れる委員会である。
- ⑦ 大会委員会規則 資料5-11 参照
 - ・第4条 会員よりを追加
- ⑨ 普及・指導委員会規則（案）資料5-12 参照
- ⑩ 強化委員会規則 資料5-13 参照
 - ・第6条5項 追加
- ⑪ 医療安全委員会規則 資料5-14 参照
 - ・従来通りだが、第2条(2)、ホームページ上に、剣道に関係がある、なおかつ医療や保健衛生や安全確保のために必要な情報があれば掲載していくようする。
 - ・第6条5項 追加
- ⑫ 将来構想剣道人口検討部会規則（案） 資料5-15 参照
 - ・剣道人口の検討会の規則で、部会でいいのかというところもあるが、単独で立ち上げるのにも問題あり、メンバー選考が大変である。ひとまず部会として、飛知和先生に担当していただき、専務理事予定の伊藤先生も加わっていただき、様々な部門から委員以外の人にも参加いただきながら検討していく予定である。
 - ・全日本剣道連盟もプロジェクトチームを立ち上げて、この問題について全剣連の中で横断的なプロジェクトチームを作って本格的に令和7年度から対応する。
- ⑬ 将来構想事務庁舎検討部会規則 資料5-16 参照
 - ・2人に絞って動いていただく。
 - ・昨今の物価上昇のため、当初事務庁舎を購入予定であったが、事務所の費用などがある場合は、移転などを含めて検討をしていただく。
- ⑭ 将来構想学校教育検討部会規則 資料5-17 参照
 - ・将来構想剣道人口検討部会と密接に協力しながら検討していく。

⑩ 総務委員会女性部会規則 資料 5-18 参照

・全剣連より女性委員会として立ち上げるようにと指示があったが、残念ながら、委員長を何人かの方にお願ひしたところ断られてしまい、私が担当して部会として動き、女性剣士の意見をアンケートで調べ、今後の女性の剣道家を増やし、競技力・審判能力・審査能力、子供に対する指導能力等に対して検討していく。

質疑

(神奈川区／伊東)

① タスクフォースについてもう少しご説明いただきたい。作った理由や目的、狙い等ありましたら教えていただきたい。また現在、具体的にどんなことを考えているのか、常にタスクフォースというものを準備して考えているようなことがあれば、聞かせいただきたい。

→(野見山) タスクフォースの概念は、これは日本語であまり適当な語訳ないが、ある時点にある項目に絞って集中的に、期間を限っていつまでもやるというわけではない。

現実的に何があるかということではないが、今年の剣道研究会で剣道人口の問題を取り上げたときのグループの活動がタスクフォースに近い動きになる。

何かあるテーマについて絞って、短期間に集中的に集まって結果を出すようなイメージのものがタスクフォースということになるかと思う。

もう1つ、現在本来はやらなくてはいけないのが、全剣連からの指摘がある女性委員会がそれにあたる。女性委員会については、短期的にできるかという問題でも、集中的にやった方がいいという問題でもないということで、部会として取り上げていこうかと思う。

それ以外については現在考えていることはないが、委員会や組織の中ではやっていけない問題が生じた時にそれを集中的に取り組み、期間は限定するというものである。

そのため、会員に限らない人が中に入ってくる可能性も十分にある。

② 倫理委員会についてまた神奈川問題が起きた場合、これを防げるのか、

その辺の観点からこの規則ができてきているのかということをもっと説明いただきたい。今のこの規則の状態の中で解決することができるのか、2度と起こさないような対応をするための構想を考えているということがあれば、教えていただきたい。

→(野見山) 1つは確かに神奈川問題再発を防ぐ問題もあるが、そもそも倫理委員会がなかったこと自体が間違いである。

どこの組織にも全剣連にも綱紀委員会があるように、こういったものは全て存在する。

ただ、今までの神奈川県剣道連盟としては、法人ではなかったため、倫理委員会がなくても許される範囲だったのだろうと思うが、法人化ということ踏まえると、倫理委員会は必須の委員会ということで設置をした。

この委員会があれば神奈川問題の再発を防げるかということ、世間を見ていただければ、もっと大きな社団法人であるとか公益社団法人でも、同じ問題はやはり起こっている。

人の欲がある限り、この問題を根絶することは非常に難しい。

最大限の方法はたった1つだけで、会員の皆さんがそれを意識することしかない。

一般社団法人神奈川県剣道連盟というのは会員のものであって、会員のものであるからには会員の権利があり、同時にこの会を正しく運営していく義務がある。

そして、その義務と権利に則って代表理事を選出して、その代表理事に運営を任せる。

理事のやり方が悪ければリコールをしてもいいし、任期が終わった時に1期目で降ろすということをやってもいいという意識を会員が持つかどうかにか最大のポイントはかかっていると思う。

会員の皆さんが自分の損益を考えずに、神奈川県剣道連盟という団体がいかにして活動していくか、いかなるあり方であるべきかということを考えていかないと、完全に阻止することはなかなか難しいと思う。

ただし、規約としてこういった倫理委員会の制定があり、また処分という方法を設け、さらに、幹事と倫理委員会との役割は非常に似ているが、そのすみ分けを含めながら、特に今後事務局と話し合いをするが、どうしたらお金の問題については感知しやすいのかのところにある。

知らないところに問題を提起することはできないため、知っている人が問題を提起しないとけない。

しかしながら、知っている人が問題提起をできないような状態を作っていたことが大きな問題で、そういった状況がないように幹部がしていかないとけないと考える。

委員会・規約を作れば防げることもあるが、完全に防ぐとはできない。

これは人の心の問題で、人の心の問題というのはお互いがきちんと向かい合わないとなかなか難しいと思う。

こういった問題を起こす最大の理由は、パワハラに関する問題の根底にあるのは、自分に権利があると思い出した時に問題が発生する。

例えば、委員長を長くやっていると、この委員会は俺のものだという意識が芽生える。

それがパワハラの発生要因になる。

神奈川県剣道連盟の役職というのは、たとえ会長といっても、ただ単に会員からその役割を負託されているに過ぎない。

したがって、権限はあるが、義務を果たさないといけない。

会長としての義務を果たさないといけないため、権限はいただくが、権利を持っているわけではない。

そのようなことが重なり、神奈川問題のような問題が発生する要因となるため、そういうところを幹部が頭に置いて行動していくことが最も防ぐ最大の道だろうと思う。

(港南区／岡)

・事務局規則第8条と第9条、これを見ると会長に人事権が絶大に有すると理解する。

仮に会長が暴走した場合、幹部会議がしっかりブレーキを次はもらえるのだろうかと思ふ。今回の神奈川問題も法人化して1年もすれば皆さんあまり気にならなくなるのではないか、5年もすればほぼ記憶になくなるのではないか、10年もすれば似たようなことが起きるのではないかという不安な気持ちがある。

→(野見山) 神奈川問題というと、全剣道界に知れ渡った内容で、2年や5年では、払拭できない。

神奈川にいるため、ある意味見慣れていると思ふため、役職者やスポーツ協会などの関りが無い人の肌の感覚としてはもう風化し始めていると思っているかもしれないが、とんでもないことで、5年ぐらいにはとても薄れないと思ふ。

この事務局に対する会長の権限の強さというのは、パワハラとは全く関係なく、少なくともこのような規約がないと、事務局員は会長の言うことを聞かなくなる可能性があるためそういう意味でこれは必須である。

昇格・降格について幹部会議がその歯止めになることができるが、幹部会議のメンバーも会長が選ぶため、そういった面では確かに不安は残ると思ふ。幹部会議のメンバーはグループ別に選ばれることになっているため、いくらかは歯止めが効くと思ふ。

何よりも誰かにそれをさせるのではなく、先生自身が監督し、監督者となって目を見張っていただくということが大事だと私は思ふ、その不安な気持ちをぜひ忘れないようにしていただければ、防ぐことができるのではないかと思ふ。

(栄区／小久保)

・倫理委員会規則に～を補佐するために設置するとあるが、促進・増進などのほうがよいのではないか。補佐となると本来の趣旨はどこにあるのだということになってしまはないか。

→(野見山) 主語は法人であり、本法人というのは何を意味するかということ、本法人の会員を意味する。何か意見があればメールして欲しい。3月中に返事をする。

会員にこういったことを守りなさいとこれは言っていて、それを私たちは正しく導くという意味で補佐するという言葉である。

助けるという意味もあるが、補佐の「佐」は正すという意味もあり、あなたたちがきちんとしないこといけないため、それを助けて正すというのが補佐という言葉である。

ここは、色々考え、自分ができなかったことを含めてやはりこの言葉が1番適切ではないかと思つたが、何か他にこうした方がいいという意見があればそれでも構わない。

(都筑区／城田)

・級位審査規則8条に～登録料は別表に定めるとあるが、2・3級等も登録料を徴収するのか。

→(野見山) 現状通りにしていくため、県連では登録料の徴収はしない。

賛成 3 5 反対 1 委任状 2 承認

2)一般社団法人 神奈川県剣道連盟 組織図(案)について 資料6参照

1番上が会員で、その会員全員の意思を表示するには、難しいため、200人あたりに1名で選んだ代議員が、会員の意思を表示する。

最高決議機関を構成する代議員会議のグループで、代議員会員は、法人支部の執行部に組織される。

執行部の代表から、会員の代表として選考された人間が、法人本部の執行部を形成し、それが幹部と事務局になる。

幹部がその主体であって、その実際の事務業務を事務局が担うということで、もう1つのグループとして活動するため、幹部、事務局とまとめ、幹部は会長、副会長、専務理事の9名で、幹部会議を組織する。

実行委員として、専門委員会や居合道部・杖道部の中に入れて、先ほど説明した専門委員会、審査員選考委員会の審判委員選考委員会が入る。

監事という組織は、全体の取締役として、会議にも関わり、法人支部、本部、専門委員会といったところを全て監督する立場にある。

審議員は範士の先生方で形成する。特別な立場として、特別会員という役員になる方が多いが、執行部に対してアドバイスをするという立場になる。

3)一般社団法人 神奈川県剣道連盟 役員等の名簿(案)について 資料7参照

資料記載通り

幸野先生に審議員とそれから相談役についていただくことをお願いし、幸野先生から強く辞退をするということで断られていたが、今週になっても再度こちらの方でどうしてもということで、審議員というのは非常にベテランの先生方には入っていただきたく、特別の役職に会長経験者がいないというのも大変困る事態であるため、再度お願いをして一応了承いただいたところで審議会の中に名前が入っていない。

幸野先生は審議員と相談役に就任予定である。

4)令和7・8年度 指定審査員・指定審判員(案)について 資料8参照

審判員に関しては、もう少し女性にお願いしたかったが、断られた方も何名かいたため、定員90名中86名であり、審査員も定員70名中66名で若干の余裕を持っている。特に審判員に関しては、この中にいない方で、八段に合格をして合同稽古にも出ていることであれば、その段階で追加していく考えである。

36名中36名賛成 委任状 2 承認

4. その他

(野見山)

*法人の設立記念式典に懇親会も兼ねたい、祝賀会も兼ねたいとは思っているが、次節がということで、祝賀会という言葉はいかがなものかという意見があり、式典ということにした。

4月は、伝達講習会、段審査と非常に大変なときだが、なんとか4月中に実施したいということで、担当の専務理事伊藤先生を中心に実施をしていく。また詳しいことがわかり次第、ご連絡させていただく。

① 令和7年度理事会・女子合同稽古会・一般合同稽古予定(案)について

資料9参照

(野見山)

女子の剣道形講習会を女子の合同稽古会時、年に2回実施していたが、今後は午前中に合同稽古、午後に剣道形講習会とする予定である。

(案)をはずす

② 令和7年度7年度神奈川県剣道連盟行事予定表(案) 別紙参照

(小山)

未定の部分はわかり次第追ってお知らせをする。

(案)をはずす

③ 武安義光追想集『武徳薫千載』の紹介 別紙参照

(小山)

全剣連から購入すると送料が無料になるとのこと。

ぜひ読んでいただき、今後の稽古に活かしていただきたい。

④ 全剣連『剣道世界大会応援クラブ』の案内 別紙参照

(野見山)

次回の世界大会までの募金ではなく、退会するかクラブが存続するまで募金がかかる。

(幸野)

「長時間にわたりまして法人化設立時の規則等、色々ご検討いただきました。

その前にご報告をしなくてはいけないのですが、1月23日に笠村副会長と澤部副会長が事務所に来られ、辞任届を提出されました。突然のことでしたので、私も詳しくその理由等を聞きませんでした。その場では一応お預かりしましたが、その後、当人に会って色々お話を聞き、この時期に至ってどういうことなのだろうってということで私もそのところをよく聞かなくてはいけないということで、少し時間がかかりましたが、とどま

る意思が確認されないので、私は幹部会にて幹部の皆さんにお話をしてこの辞任届を受
理しました。このことを皆さんにご報告したいと思います。

さて、今、この時期にもうすぐ新しく連盟が一般社団法人でスタートすることになって
おります。幹部会議は、4月からの幹部も一緒になって、自然に法人化に移行できるよ
うに、現在の幹部と一緒に色々なことを相談しながら進めております。

どうぞ皆様におかれましても、この立派な規則がこうして出来上がっても、我々がみん
な力を合わせて、しっかりと取り組んで、2度とこのようなことのないように、神奈川
の問題は神奈川で解決しなくてはいけない。我々1人1人がそのような気持ちにならな
いと、規則を作っても、それが浸透しないというようなことのないように、1つ力を合
わせてやってまいりたいと思いますので、これからもどうぞ皆様のご協力をお願いし
たいと思います。長時間にわたりまして、真剣にご協議いただきました。ありがとうござ
いました。」

—閉会—

次回 4月10日(木) 18:00～ 於 かながわ県民センター

以上

議事録署名人 栄区支部 福間 義也 承認

議事録署名人 茅ヶ崎市支部 内山 恒夫 承認